

京都大学	博士（法学）	氏名	栗辻 悠
論文題目	古代ローマ帝政後期における弁護人		
（論文内容の要旨） 本論文は、古代ローマ時代、中でも種々の理由から研究の蓄積が少なく、かつその深化も進んでいないと著者が考える帝政後期における弁護人の存在意義を探究しようとするものであり、序章と終章を含む全六章に区分してその検討を進める。 まず序章において、著者は、詳細な研究史の検討から従来の（刑事弁護人に限定されない）弁護人研究の成果とその特徴・問題点、及び検討すべき論点の析出を行なう。それによれば、伝統的ローマ法研究が特定の時代史観にたっていたが故に帝政後期研究が手薄であること、弁護人研究の視点がレトリックと法学の対立構造の上に設定されていること、そして先行研究が暗黙のうちに法律史料に主として基礎をおいていたことへの反省と批判に基づき、それら問題点を克服するための、検討対象の時代選定、視点の設定及び対象史料の選択を行なうことを明言する。 第一章は、弁護人を示す用語を検討する。対象とする時代の史料においては、近代欧米諸語の弁護人の直接的語源であるadvocatusだけではなく、レトリックとの関わりを暗示するorator、当事者保護という役割を示唆するpatronus、弁護人の団体化を示唆するtogatus等複数の用語が弁護人を表現するために用いられていることを確認の上、法律家を示すiurisperitus等との異同についても検討を加え、検討対象の限定、弁護人に対する人々のイメージ、弁護人の出自やあり様等への示唆を得ようとする。 第二章では、弁護人の経歴が検討対象となるが、先の研究史の検討から引き出された問題点のひとつ、弁護人から官僚へ出世していくコースが先行研究において過度に強調されたことは検討史料にも起因することから広く史料を渉猟することを通して、出自が多様であること、経歴も高官への登龍門であっただけでなく、地方の裁判担当者、教会組織特に司教、レトリック教師等多様であったことが示される。 第三章は、前二章を前提として、本論文の中心テーマである帝政後期弁護人の特質を検討対象とする。ここでは、伝統的弁護人研究のレトリック対法学の対立という視点、その結果として帝政後期における弁護人＝法律家という固定的な像への批判的検討により、広く史料の中からレトリックへの言及箇所を拾い出していくことを通して、帝政後期においてもレトリックが弁護人を特徴づける資質として扱われていたことを証明する。他方、このことは法学の知識が不要だったことを意味せず、むしろレトリックと並ぶ資質として要請されたことが示される。さらに、この二つの資質及びその浸透度が地域等により差があったとする伝統的見解、特に帝国西部について否定的、消極的評価を下す伝統			

的見解についても、特に帝国西部における肯定的史料の存在から批判的検討が加えられる。以上から、帝政後期の弁護人は、東西を問わず、レトリックの資質を中核に据えつつ、法学校の隆盛、裁判担当者としての経歴、弁護人同士の競争などの要因に影響されつつ、法学の資質も獲得していったとする。

第四章は、帝政後期における弁護人の存在意義を紛争当事者と裁判主宰者たる国家という二つの側面から検討する。まず当事者の観点からは、弁護人が依頼者たる当事者のために尽力することへの期待が存在し、弁護人もその期待に応えようとしていたことが史料に基づき述べられる。そこでは、レトリックだけでなく法知識さえも当事者に有利に活用しようとしたことが描かれる。他方、国家の観点からは、帝政後期特有の現象と夙に指摘される各法廷への弁護人登録及び所属制度が検討対象として選択される。ここにおいても特に非法律史料によりつつ、この制度は、先行研究が指摘する弁護人の特定法廷への緊縛を目的としたものではなかったとする。つまり、この制度については、弁護人団体の閉鎖化等消極的、否定的意味のみを強調するべきではなく、むしろ積極的意味、すなわち弁護人の質の確保、具体的には法定の採用要件の設定や職業追放の制裁等を通して弁護人の水準の維持・向上に与って力があつたことにも着目すべきである。換言すれば、弁護人がその基本的役割である当事者保護を全うすることによって、国家としても、自らが主宰する裁判という紛争解決制度を円滑に運営でき、ここにこそ弁護人の活動が帝政後期に「公の務め」としての*militia*と表現された理由も存在することが論じられる。

結論として、終章において、帝政後期における弁護人は、伝統的見解が主張するのとは異なって、レトリックを依然として重要資質として保有しつつ、法学についても資質獲得し、その上で当事者のために活動するという期待に応えると共に国家の要請にも応えていたとする。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、古代ローマ弁護人研究に一石を投じようとする意欲的な試みである。すなわち、伝統説が①レトリックと法学を対立的に捉えて帝政後期の弁護人を法律家であるとする点、②主たる典拠を法律文献史料に置く点、③主たる検討対象時代を共和政後期及び帝政前期とする点の問題性を指摘し、レトリックと法学というファクターを相互排斥的ではなく相互補完的に捉え、弁護人の存在意義について新たな地平を開くところに本論文の最大の特徴がある。

研究史の詳細な検討から問題点を析出する序章、弁護人に対する人々のイメージ等への示唆を得ようとする第一章、官僚を弁護人の出世コースに位置づける伝統説への批判的検討を行なう第二章も、注目すべき指摘を複数含んではいるものの、第三章と第四章が本論文の白眉である。

本論文の中心テーマ、帝政後期弁護人の特質とその存在意義を検討する両章において、著者が、前記②への批判的検討の結果史料の中から広くレトリックへの言及箇所を拾い出すことを通して、伝統的弁護人研究が前提する対立項としてのレトリック対法学という位置づけ及び帝政後期弁護人＝法律家との像の維持が困難であること、帝政後期においてもレトリックが弁護人を特徴づける資質であることを論証し、法学校の隆盛、裁判担当者としての経歴、弁護人同士の競争等の要因に影響されつつ、レトリックと併せて法学の資質も獲得していったとする指摘は、学界への大きな貢献といえる。

また弁護人の存在意義についても、紛争当事者と裁判主宰者たる国家という二つの側面から再検討し、従来、特定法廷への弁護人登録制度を弁護人団体の閉鎖化等消極的意味づけがなされてきたところ、むしろ積極的意味、すなわち弁護人の質の確保、具体的には法定の採用要件の設定や職業追放の制裁等を通して弁護人の水準の維持・向上に与って力があつたことにも着目すべきであるとの指摘は特に注目に値する点であり、伝統説の見直しを強く迫るものである。

以上のように、本論文は従来の帝政後期弁護人研究を大きく進展させるものであるが、問題が全くないわけではない。第一に、それ自体重要な指摘を含む語義史を展開しながら、その後の章に充分生かされているとはいえない。第二に、史料解釈にあたっての史料批判に難点が見られることである。史料が法文なのか、手紙文、碑文なのかで観点が異なることに注意を要する。

しかし、以上の点は今後解消可能であり、本論文の価値を貶めるものではなく、むしろ学界の趨勢を見極めつつ、とりわけ遅れているとされる帝政後期研究の分野に大きな進展をもたらす本論文の価値は極めて高い。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

なお、平成25年2月1日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。